

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム（第4回）	資料1
平成22年11月15日	

放課後児童給付(仮称)について(案)

平成22年11月15日
第4回 基本制度ワーキングチーム
説明資料

目次

- I 放課後児童クラブと放課後子ども教室について
- II 放課後児童給付(仮称)について

I 放課後児童クラブと放課後子ども教室 について

放課後児童給付(仮称)について

【基本制度案要綱の抜粋】

Ⅲ 紙付設計

(4) 放課後児童給付(仮称)

- 放課後児童給付(仮称)については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付(仮称)が必要な子どもにサービス提供を行う。

Ⅷ その他

- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付(仮称)との関係について検討する。

[放課後児童クラブの経緯]

- 放課後児童対策については、昭和41年に文部省がカギっ子対策として「留守家庭児童会補助事業」を創設。その後、昭和51年に厚生省の事業として「放課後児童対策事業」を創設し、放課後児童クラブへの支援を実施。
- 平成9年の児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業として児童福祉法に規定。第二種社会福祉事業として、社会福祉法に位置づけ。
- 現在は、児童福祉法における子育て支援事業の一つとして、市町村実施について努力義務が課されている。

[放課後子ども教室の経緯]

- すべての子どもを対象に、地域住民やボランティア等の協力を得て、放課後に地域の創意工夫を活かした学習や体験活動等の機会を提供する場として、平成16年に「地域子ども教室推進事業」を創設。平成19年度より補助事業として「放課後子ども教室推進事業」を創設。
 - これらの取組は、参画する地域住民等の生涯学習や地域の教育力向上の場としての機能も有している。
 - 現在、地域で子どもたちの教育をトータルに支援していく視点から、学校支援地域本部やコミュニティスクールなど他の学校支援等と連携した総合的な取組の一環として実施している。
- ※ 三鷹市の例：放課後子ども教室、学校支援地域本部、コミュニティスクールなどの地域住民やボランティア等による学校支援等の取組を一体的に実施し、地域全体で学校を支援する仕組みを構築

- 平成23年度概算要求では、地域住民やボランティア等による「新しい公共」の力を活かした学校づくり・地域づくりを重視する観点から、放課後子ども教室についてもこうした総合的な学校支援等の取組の一環としてより実施しやすくなるよう、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として要求中。(資料24頁参照)

〔放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携〕

- 平成19年より、総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進。(「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を連携して実施。)
※横浜市の例:横浜市では、はまっこふれあいスクール(放課後子ども教室)・放課後児童クラブに加え、両事業を連携して実施する放課後キッズクラブを推進している。(はまっこふれあいスクール(281カ所)・放課後キッズクラブ(69カ所)・放課後児童クラブ(196カ所)(H22.4現在))
- 基本制度案要綱においては、すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付(仮称)との関係について検討するとされている。
→ 放課後児童クラブと放課後子ども教室との関係について、地域の実情に応じた連携強化を推進。

放課後児童クラブについて

【現状①】

○法律上の位置づけ

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の2第2項>)

○実施状況(平成22年5月現在)

- ・クラブ数 19, 946か所(全国の小学校約2万2, 000校のおよそ9割程度)
(クラブ未実施市町村数 170市町村(全市町村の9. 7%))
- ・登録児童数 81万4, 439人(全国の小学校1~3年生約343万人の2割程度)
- ・利用できなかった児童数(待機児童数) 8, 021人
- ・18:00までに終了するクラブ 9, 579か所(全クラブの48. 1%)
- ・障害児受入クラブ数 9, 120か所(全クラブの45. 7%)
- ・利用者負担 月額2千円~1万円(平均月額利用料6千円程度)

【現状②】

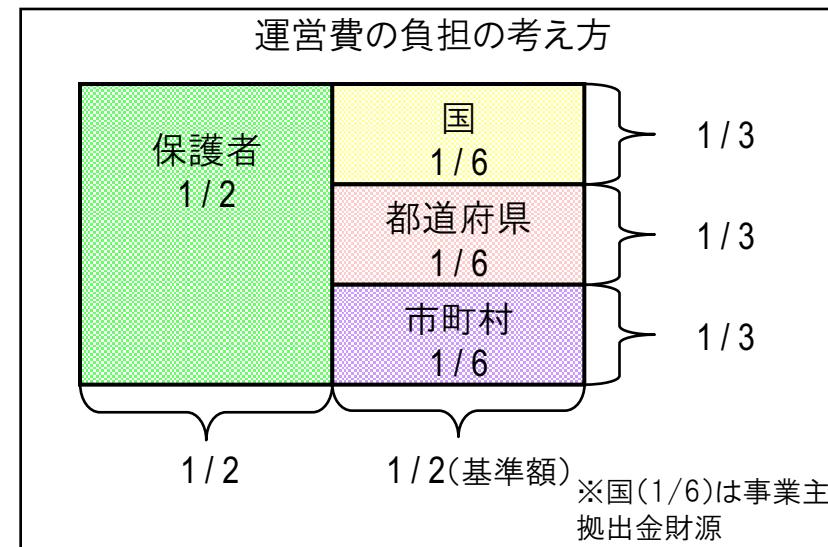
○予算

児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助

平成22年度予算額 274.2億円

(運営費)

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定
- ・残りの1/2分について公費負担
- ・原則、児童数10人以上、平日3時間以上開所、長期休暇8時間以上開所、年間250日以上開設、のクラブに補助
- ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額 302.6万円
- ・障害児受入、時間延長、開設日数に関して 加算措置あり



放課後子ども教室について

【現状①】

○実施状況(平成22年度)

- ・ 実施箇所数 9, 280か所(全国の小学校約2万2, 000校の約43%)
(実施市町村数 1, 065市町村(全市町村の61. 7%))
- ・ 参加児童数 延べ約3, 190万人
(放課後子ども教室は、登録制を前提とした事業ではないため、登録数は不明)
- ・ 年間開催日数(平均) 119. 8日／年
- ・ 利用者負担 原則無料(材料費等の実費は除く)

【現状②】

○予算

(平成22年度)

- 放課後子ども教室については、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の1メニューとして事業実施市町村への補助を実施

平成22年度予算額 130.1億円の内数

(平成23年度)

地域住民やボランティア等による「新しい公共」の力を活かした学校づくりを今後の教育政策の中心に据えて要求

- 放課後子ども教室については、学校の授業時間の内外を問わず、地域で子どもたちの活動をトータルに支援していく視点から、コーディネーターやボランティアの一本化による効果的な活用を可能とするなど、学校支援地域本部など他の学校支援等の取組と一体的・総合的に実施しやすい仕組みに改善した形で要求

平成23年度要求額 98.1億円の内数

- さらに、学校と地域の幅広い協働・共助による「新しい公共」の拠点となる学校づくりを進めると、「新しい公共」型学校創造事業」を平成23年度概算要求

II 放課後児童給付(仮称)について

【課題】

○事業の実施義務

平成9年に放課後児童健全育成事業として児童福祉法に位置づけられたが、事業を実施する市町村には努力義務が課されたのみである。現在も未実施市町村が存在するなど、自治体の取り組み状況に差があり、正確な待機児童などの把握が出来ない。

○「小一の壁」

保育所利用者が、小学生になっても、引き続きサービスの利用が可能なような、クラブ数の拡充、利用時間の延長が必要。

○基準の策定

指導員の資格要件や、職員の配置基準、施設基準等に関して明確な基準はなく、平成19年にガイドラインを示したのみであることから、実施体制に大きなばらつきがある。

○指導員の待遇改善等

国庫補助単価が低く、実態との乖離が指摘されている。また、職員の待遇改善が課題となつており、低賃金、定着率の低さ等に関する要望が多い。

○対象児童

小学校4年生以上の利用について現状は、利用児童の10%程度に止まっているが、4年生以上にもサービス提供のニーズへの対応が必要。また、特別な支援を必要とする児童（障害児等）の受入体制について、留意が必要。

【 新たな制度 】

1. 給付のあり方

- 放課後児童給付(仮称)については、放課後児童クラブのサービスが必要な子どもに対するサービス保障の強化を図るべきではないか。
- 現在の放課後児童クラブについては、
 - ・ 放課後児童クラブの運営形態が多様であること
 - ※ 保護者会で実施しているクラブや小規模なクラブが多い等→参照資料1
 - ・ サービス利用の実態が多様であること
 - ※ 週3日以下の利用児童が約1/4程度存在。→参照資料2
 - ・ サービス利用手続が、放課後児童クラブに直接申し込むかたちで行われている場合が多く存在していること
 - ※ 6割程度の放課後児童クラブの利用手續に当たっては、市町村ではなく、クラブに直接申し込む仕組みとなっている→参照資料3
- などといった実態を踏まえ、市町村が地域の実情に応じて、サービスを提供できるような事業形態とする必要があるのではないか。
- 放課後児童クラブに加え、すべての子どもを対象とする放課後子ども教室を給付の対象とするべきかどうか。

2. 量的拡大及び質の確保

①量的拡大

- 市町村の責務として、サービス提供責務、サービス提供基盤の整備責務を課し、就労状況の多様化などを踏まえた利用者ニーズ(利用時間の延長等)に応じたサービスの基盤整備計画を策定することとする必要があるのではないか。 →参照資料4-1、2

②質の確保・向上

- 基準の設定(指導員の資格、指導員の配置基準、設備、面積、規模等)
 - ・ サービスの質を確保する観点から、全国一律の基準を設けることが必要ではないか。
 - ・ その際、基準の内容は、最低限必要な基準を国が設定することとし、市町村による柔軟なサービス提供を可能とする仕組みとするべきではないか。
 - ・ または、基準はすべて地方の条例で定めることとし、国の基準は「従うべき基準」、「標準」又は「参照すべき基準」とすることについてどのように考えるか。
 - ・ 現行は法的な拘束力のないガイドラインがあるが、このガイドラインに基づく運営がなされていない放課後児童クラブが多く存在している現状にある。→参照資料5

※ ガイドラインの主な内容：指導員が有資格者であること、

児童1人あたり面積1.65m²以上 等

※ 約3割の指導員が無資格者。面積基準を満たしていない放課後児童クラブが約25%

- ・ 全国一律の基準を設けることとした場合、現行の放課後児童クラブの指導員に対する研修強化や施設整備などについて、基準を満たすための支援措置が必要となるのではないか。
- ・ この場合、待機児童や潜在的なニーズの高まりなどを踏まえると、量的拡大を図りつつ、上記のような質の確保のための環境整備には、一定期間が必要であり、そのための経過措置期間を設けることが必要ではないか。

○ 指導員の処遇改善等

- ・ サービスの質の向上を図る観点から、指導員に対する研修強化による指導員の資質の向上や、質の確保された指導員の体制確保が必要ではないか。
- ・ また、このような一定の質を確保するためには、指導員の処遇の改善を図る必要があるのではないか。

3. 対象児童について

○ 現行では、小学校4年生以上も国庫補助の対象となっており、4年生以上の利用も約1割存在している現状や、さらなるニーズが見込まれることを踏まえ、現行と同様に4年生以上の児童についても対象とすべきではないか。

○ その際、各自治体における基盤整備を図る際には、4年生以上の利用ニーズも踏まえつつ、基盤整備を図る必要があるのではないか。

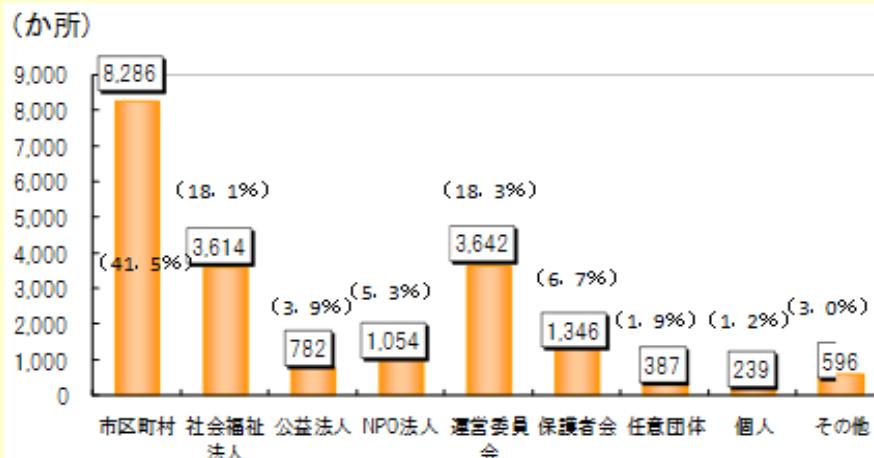
※ 現状では約5割の自治体において4年生以上を放課後児童クラブの利用対象外としている。→
参考資料6-1、2

【参考資料】

＜参考資料1：クラブの運営形態の多様性＞

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっており、保護者会・任意団体も1割程度存在する。

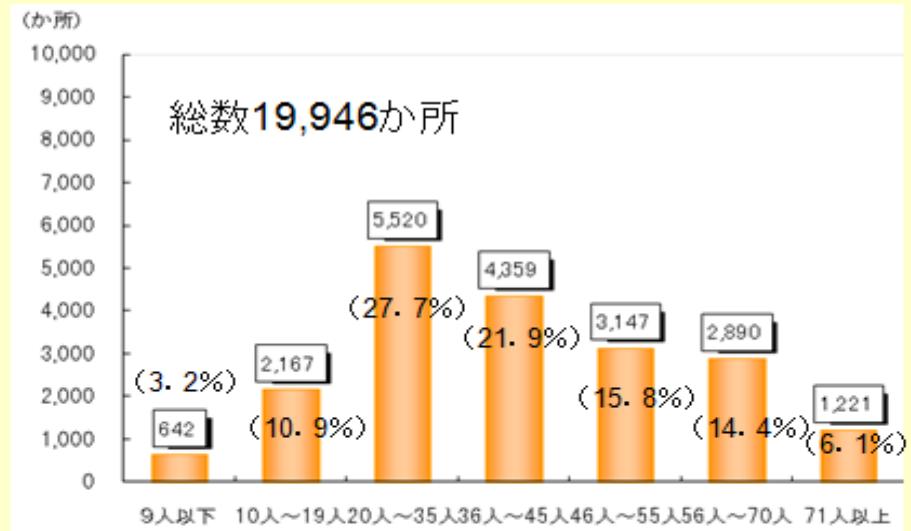


注1: ()内は全クラブ数(19,946か所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

実施規模別クラブ数の状況

児童数20～45人のクラブが全体の49.6%を占めているが、20人未満の小規模クラブも14.1%存在する。



注: ()内は総数に対する割合。

※平成22年5月1日現在(育成環境課調)

<参考資料2: クラブ利用児童の一週間の利用日数>

- 「週に4日以上の利用」が全体の76.6%を占める一方で、「週に3日以下の利用」が全体の23.4%を占める。

(人)

一週間の利用日数	週に1日 利用	週に2日 利用	週に3日 利用	週に4日 利用	週に5日 利用	週に6日 以上利用	計
児童数	8,687	10,844	17,862	30,414	77,785	14,258	159,850
(全体に占める割合)	5.4%	6.8%	11.2%	19.0%	48.7%	8.9%	100.0%

※次世代育成支援のための実態調査(平成22年3月)

※調査対象クラブ数は3,435か所

<参考資料3: クラブの利用申し込み窓口>

- 市町村が受付窓口になっているクラブが34.9%、クラブ自身が受付窓口になっているクラブが60.5%となっている。

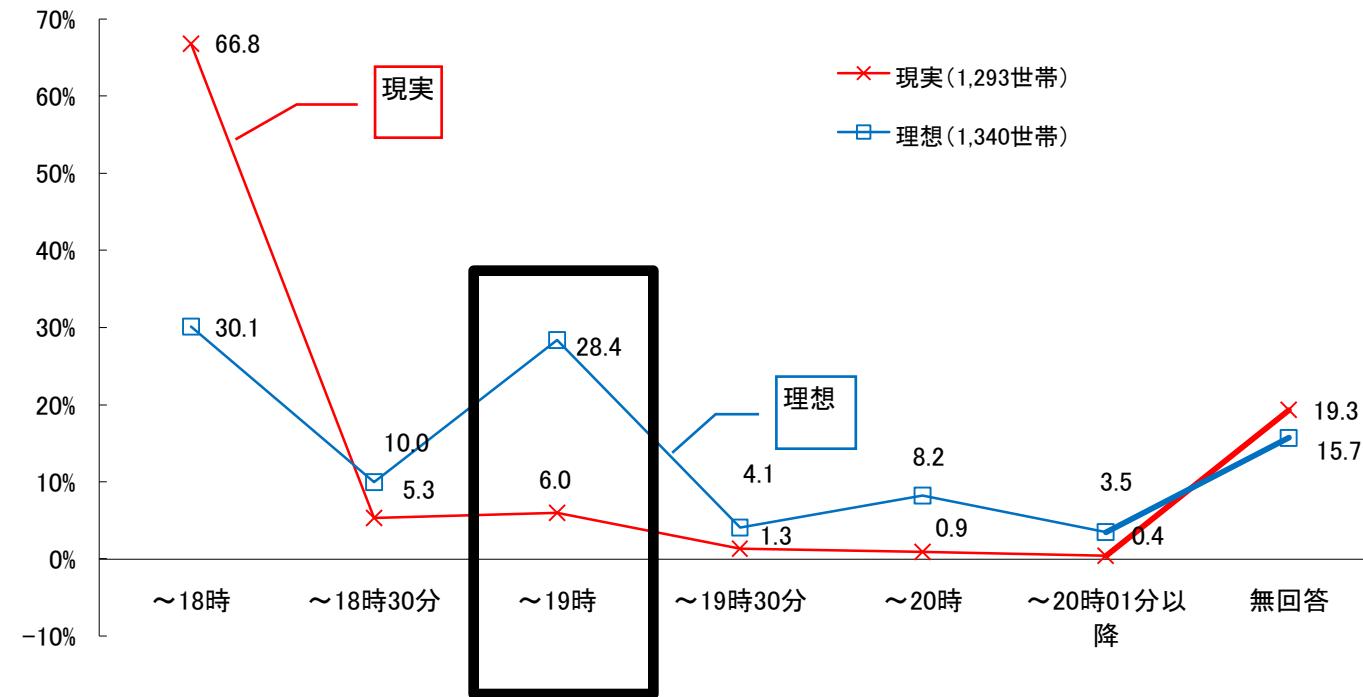
(か所)

	市区町村が 受付窓口	クラブが 受付窓口	無回答	計
クラブ数	1,225	2,123	163	3,511
(全体に占める割合)	34.9%	60.5%	4.6%	100.0%

※次世代育成支援のための実態調査(平成22年3月)

<参考資料4-1:放課後児童クラブの利用希望時間>

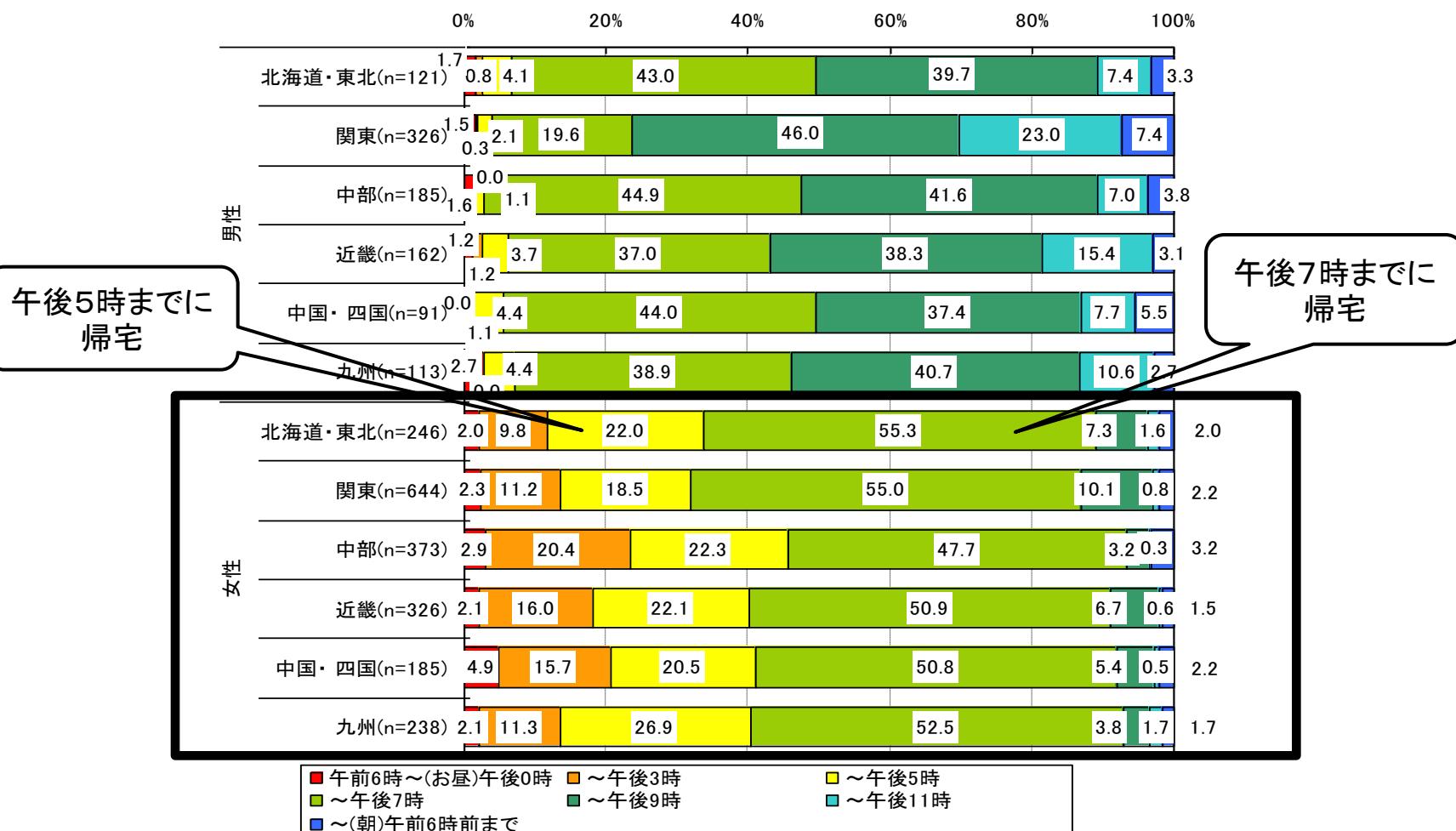
○東京都が子育て中の約1,300世帯を対象にした調査によると、現実は「18時まで」が66.8%と最も多かったが、理想は「18時まで」が30.1%、「19時まで」が28.4%と多かった。



※平成19年度東京都福祉保健基礎調査 「東京の子どもと家庭」

<参考資料4－2：男女別地域ブロック別帰宅時間>

○女性では、午後5時までに帰宅が4割程度、午後7時までに帰宅が9割程度を占める。

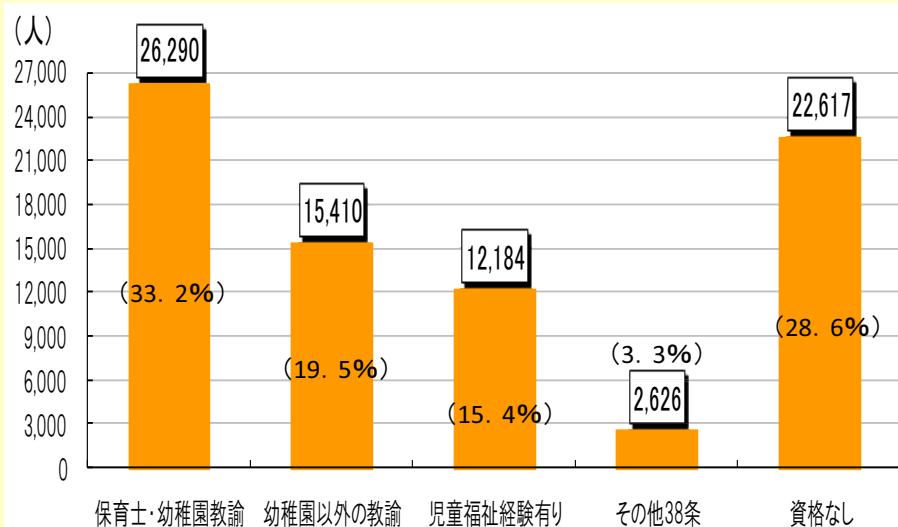


※両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究アンケート調査(平成20年厚生労働省委託調査)

<参考資料5:ガイドラインの達成状況>

放課後児童指導員の資格の状況

約3割の指導員が無資格者となっている。



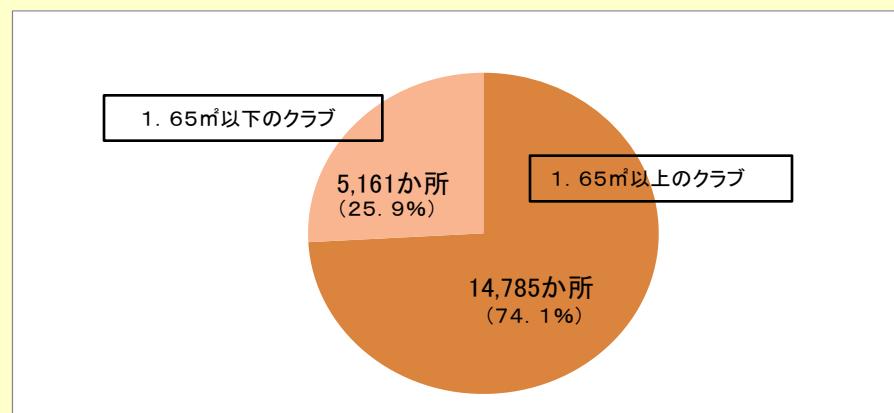
注1: ()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

注3:放課後児童クラブガイドラインにおいて、放課後児童指導員は児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしている。

登録児童1人当たりの生活スペース

25.9%のクラブが児童1人あたりの面積が 1.65m^2 未満となっている。



注1: ()内は全クラブ数(19,946か所)に対する割合。

注2: 放課後児童クラブガイドラインにおいて、子どもが生活する 1.65m^2 以上のスペースについては児童1人あたりおおむね 1.65m^2 以上の面積を確保することが望ましいとしている。

＜参考資料6－1：施策の対象学年＞

○「6年生まで」が30.7%存在する一方で、「3年生まで」が全体の54.7%となっている。

(市町村数)

対象学年	1年生 まで	2年生 まで	3年生 まで	4年生 まで	5年生 まで	6年生 まで	決めていな い	計
市町村数	0	3	904	120	6	507	112	1,652
(全体に占める割合)	0.0%	0.2%	54.7%	7.2%	0.4%	30.7%	6.8%	100.0%

※全国学童保育連絡協議会調べ(平成19年度)

＜参考資料6－2：何年生まで入所できるのが良いか＞

○「6年生まで」が58.1%と一番多くなっている。

(人)

学年	1年生 まで	2年生 まで	3年生 まで	4年生 まで	5年生 まで	6年生 まで	その他	計
保護者数	3	7	355	476	49	1,352	87	2,329
(全体に占める割合)	0.1%	0.3%	15.2%	20.5%	2.1%	58.1%	3.7%	100.0%

※全国学童保育連絡協議会調べ(平成14年度)